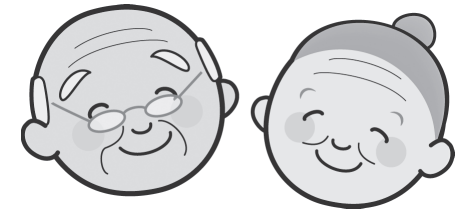




第6期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画が始まります



高齢者の施策を総合的かつ計画的に進めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、施設展開の方策などを定めています。

地域包括ケアシステム 多様なサービス提供へ

留萌市では、高齢者が安心して暮らしを支援するため、「住み慣れた地域で、共に支えあいながら、生き生きと笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に切れ目なく提供できる体制です。(図1)

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた国の制度改正も行われてきており、全国一律のサービス提供から地域に合わせた内容に変更できるなどこれまでよりも多様なサービス提供が期待されています。

介護保険法が改正 支え合い体制づくり推進

平成27年4月1日に施行された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により介護

ない状況などによる特例的な入所は可能となっています。

低所得者の保険料軽減の拡充については、住民税非課税世帯について所得区分を細分化し、保険料の負担割合の軽減を図ります。

介護保険料が9段階に 基準額は月額4513円

留萌市の第6期(平成27～29年度)の介護保険料は、3月までの6段階から、国が示している9段階に移行しました。(図2)

第5段階の保険料基準額の月額額は、第5期(24～26年度)の保険料基準額4317円から4.5%上昇して4513円となりました。

さらに、低所得者負担の軽減の観点から保険料に別枠で公費負担を投入する制度が新たに設けられ、第1段階から第3段階までの被保険者の負担額が軽減されます。

市では、地域の住民と団体などとの連携および協力体制の構築を図るとともに、地域で高齢者を支えるためのさまざまな社会資源の把握に努め、既存の団体などによる新たな活動の展開への支援や有効活用を図っていきます。

保険法では、主に①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し②特別養護老人ホームの新規入所者を要介護3以上に限定③低所得者の介護保険料軽減を拡充④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ⑤補足給付(低所得の施設利用者の食費・居住費の補てん)に資産を勘案の5項目が改正されました。

特に地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しでは、介護保険給付の要支援1～2の方に向けた「予防給付」のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)の2つをこれまでの全国一律のサービス提供から、地域の実情に合わせた内容などに変更できることになりました。

これにより、介護予防の担い手がNPO団体やボランティア団体など介護の専門家以外に広がり、地域の全体で高齢者を支え合う体制づくりの推進につながることが期待できます。

特別養護老人ホームの新規入所者は、より介護の必要性が高い「要介護3」以上に限定されました。ただし、要介護1～2の方でもやむを得

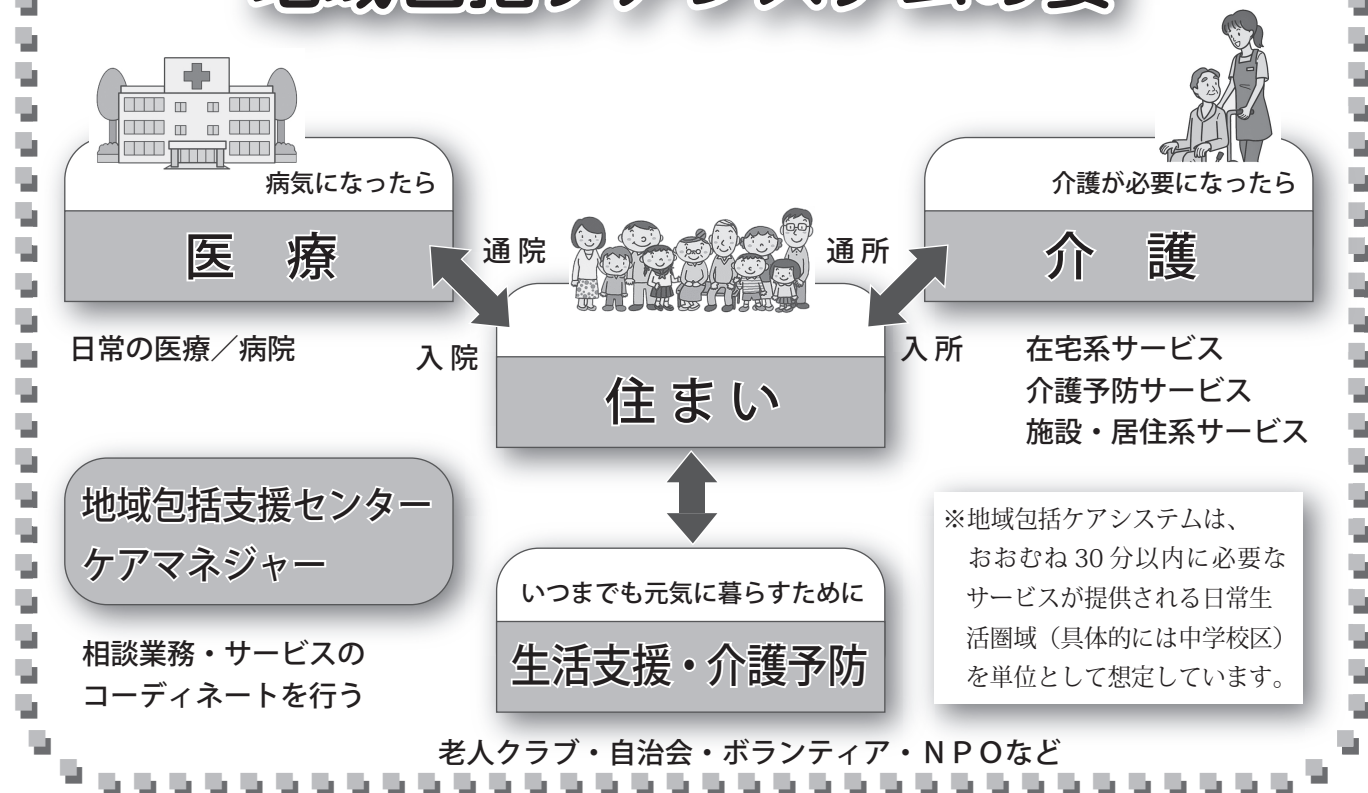
留萌市の介護保険料年額 (平成27年度から29年度まで)

65歳以上の方の介護保険料は、所得に応じて下記の9段階に分けられます。

所得区分	算出基準	年額保険料
第1段階 生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、世帯全員が市民税非課税の方で本人所得+年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.45	24,300円
第2段階 世帯全員が市民税非課税の方で本人所得+年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.75	40,500円
第3段階 世帯全員が市民税非課税の方で本人所得+年金収入が120万円を超える方	基準額 × 0.75	40,500円
第4段階 世帯の中に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税の方で本人所得+年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.9	48,600円
第5段階 世帯の中に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税の方で本人所得+年金収入が80万円を超える方	基準額	54,100円
第6段階 市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	64,900円
第7段階 市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.3	70,300円
第8段階 市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.5	81,100円
第9段階 市民税課税で合計所得金額が290万円以上の方	基準額 × 1.7	91,900円

▲図2 所得段階別保険料 ※29年度からは、第1～3段階の年額保険料が上記の額から変更になる予定です。

地域包括ケアシステムの姿



▲図1 地域包括ケアシステムの姿